

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金事業 FAQ

No	区分	質問	回答
1	支給対象	対象施設となるためには、法人の所在地が大阪府内にないといけないのか。	令和5年5月1日時点で大阪府から認可を受けている施設の運営がありましたら、法人所在地が大阪府外でも支給対象となります。
2	支給対象	電気代高騰等費目を限定した給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの電気代高騰等費目を限定した給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、原則としては本支援金を申請（受給）することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、当該給付金の支給要件等をご確認ください。
3	支給対象	同一法人で、複数の学校種（中学校、高等学校等の別）又は幼稚園を設置している場合は、各々対象となるのか。	規則第三条の規定のとおり、各々の学校種又は園ごとに対象となります。
4	支給対象	受給した支援金を活用できる経費（消耗需用費、光熱水費等）に制限はあるか。	本支援金は、物価高騰に係る私立学校設置者の負担軽減を目的としていますが、活用できる経費に制限はありません。 支援金の支給をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出も必要ありません。
5	申請手続	申請はどのようにするのか。	大阪府ホームページを参照してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/bukkashien2.html
6	申請手続	1回の申請で複数園の申請はできるのか。	本補助金は施設ごとに申請していただくため、園ごとにご申請ください。
7	申請手続	申請に必要な書類は何か。	令和5年度大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式1号）をご提出ください。
8	申請手続	通常の補助金受取口座以外の口座への振り込みは可能か。	原則、本府への経常費補助金等の請求に際して登録されている口座を指定してください。 個別事情がある場合は担当者までご相談ください。
9	申請手続	支給決定通知は送付されるのか。	審査の結果、支給の決定をしたときは、指定された口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。（文書による通知は行いません。）
10	申請手続	保管する書類の詳細を教えてください。	大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱第8条に規定している書類及びその関係書類は、以下のとおりです。 ・大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式1号）の控え ・学校基本調査の回答（控え） ・設置者及び学校種における支援金支給年度（令和5年度）の財務関係書類 ・領収書等（新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰の影響による光熱水費や教材費、燃料費等の増額が分かるもの）